

府 食 第 426 号
令 和 7 年 6 月 6 日

消費者庁 食品衛生基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

令和7年3月18日付け消食基第167号をもって当委員会に意見を求められたグルコン酸銅に係る食品健康影響評価について、令和7年5月21日開催の食品安全委員会栄養成分関連添加物ワーキンググループ（第21回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、令和8年6月末までに提出をお願いいたします。

なお、令和8年6月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

グルコン酸銅の食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	一日摂取量の推計等に関し、一日の摂取エネルギーのすべてを総合栄養食品から摂取する患者等がどの程度いるのか、通常の食事に加えて総合栄養食品を摂取する患者等がどの程度いるのかなど、総合栄養食品の現場での使用及び流通実態の情報を収集し、補足資料として提出すること。 また、上述の情報を踏まえ、最大量としてどの程度のグルコン酸銅が使用される可能性があるか、知見を収集し、要請者としての考察と合わせて提出すること。	一日摂取量の推計にあたり、総合栄養食品の用途や使用実態を把握する必要があるため。
2	グルコン酸銅の安全性に係る知見に関し、特に体内動態に関してグルコン酸銅を対象物質としている知見を収集し、補足資料として提出すること。 なお、第 21 回会合において専門委員より、ラットにおけるグルコン酸銅補給による肝臓中銅含量の変化を検討した知見*1 が共有されているので、参考とすること。 *1 : Vinson et al. (2007) Comparative Bioavailability of Mineral-enriched Gluconates and Yeast in Rat Liver After Depletion–Repletion Feeding. Biol Trace Elem Res (2007) 118:104–110	グルコン酸銅に係る知見は、本評価にて特に重要である一方、確認できている知見が少なく、さらなる情報が評価に有益であるため。
3	グルコン酸銅の安全性に係る知見に関し、ヒトにおける知見のメタアナリシスに関する文献が提出されていないところ、第 21 回会合において専門委員より該当すると考えられる論文*2 の情報提供がされている。当該文献について補足資料として提出すること。また、当該文献以外にも銅のメタアナリシスに係る文献の収集を行い、要請者としての考察と合わせて提出すること。 *2 : Wang et al. (2021) Effects of Copper Supplementation on Blood Lipid Level: a Systematic Review and a Meta-Analysis on Randomized Clinical Trials. Biol Trace Elem Res. 2021 Aug;199(8):2851-2857.	メタアナリシスに関する文献の評価にあたり、文献の内容を確認する必要があるため。
4	上記 1～3 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	